

## 1 趣旨

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案について、行政手続法に基づく意見公募手続を行うもの。

※ 募集期間：平成28年3月11日から4月9日までの間

## 2 改正案の内容

規制改革要望を踏まえ、古物商が古物の買受け等を行う際の相手方の真偽の確認方法として、以下の方法を追加する。

### (1) 電子タブレット等に手書きで署名させる方法

現行では、古物商等の面前で文書に署名させる方法を認めているところ、電子タブレット等に手書きで署名させる方法も認めるべきとの指摘があったこと等を踏まえ、同方法も認めることとする。

【参考】「規制改革ホットライン」に寄せられた提案(平成26年10月14日受付)(抄)

古物営業法第15条第1項に定める相手方の真偽を確認するための方法として、「タブレット端末等上において行う手書きサイン及びその記録データ」についても認めるべきである。

### (2) 公的個人認証法に基づく電子署名を活用する方法

現行では、電子署名法に基づく電子署名を活用する方法を認めているところ、マイナンバー制度の開始に伴い公的個人認証法に基づく電子署名が民間取引でも活用できるようになったこと等を踏まえ、同法に基づく電子署名を活用する方法も認めることとする。

【参考】「規制改革ホットライン」に寄せられた提案(平成27年10月30日受付)(抄)

2016年1月からマイナンバー制度が開始されることから、マイナンバーを活用するなどより簡易な本人確認措置をご検討いただきたい。

※ 施行日：規則の公布日

## 1 検挙状況

- 利殖勧誘事犯は37事件を検挙。過去10年の検挙事件数は平成24年までは増加傾向であったが、以降おおむね横ばいで推移。
- 特定商取引等事犯は155事件を検挙。過去10年の検挙事件数はおおむね横ばいで推移。
- ヤミ金融事犯は442事件を検挙。このうち無登録・高金利事犯の検挙事件数は減少傾向であるが、ヤミ金融関連事犯の検挙事件数は増加傾向。
- 動物虐待事犯は56事件を検挙。統計のある平成22年以降で最多。
- 産地偽装等の食の安全に係る事犯は31事件を検挙。過去10年間の検挙事件数は、平成21年以降減少傾向。
- 営業秘密侵害事犯は、12事件（前年比+1）、31人（前年比+18）、4法人（前年比+4）検挙。

## 2 相談及び着手の状況

### (1) 調査目的

悪質商法の被害拡大防止のためには、早期の認知と認知後の速やかな事件化が重要であることから、その実態を把握するため、都道府県警察における悪質商法に係る相談の状況及び早期着手の状況を調査（今回が初めての調査）。

### (2) 相談の状況

- 利殖勧誘事犯に関する相談は4,026件、特定商取引等事犯に関する相談は6,158件、ヤミ金融事犯に関する相談は16,401件。
- 利殖勧誘事犯では、相談に行くまでに1か月以上要したものが59%。このうち、被害に気付いていなかったものが66.7%。
- 特定商取引等事犯では、相談に行くまでに1か月以上要したものが21.9%。このうち、被害に気付いていなかったものが46.2%、被害に気付いていたが相談に行っていないものが30.8%。
- ヤミ金融事犯では、相談に行くまでに1か月以上要したものが38.8%。このうち、61.6%が自力で解決しようとしていた。

### (3) 早期着手の状況

認知から90日以内に着手に至った事件は、利殖勧誘事犯で29.7%、特定商取引等事犯で43.2%、無登録・高金利事犯で40.7%。

## 3 今後の取組

- 悪質商法事犯の被害拡大防止のための早期の事件化及び各種の犯行助長サービス対策の更なる推進。
- 被害の早期の気づき及び消費生活センターや警察への届出を促すための消費者庁等との関係機関と連携した広報啓発の推進。
- 消費者安全確保地域協議会（改正消費者安全法に基づき設置予定）との情報共有の推進。

1 六代目山口組分裂以降の情勢

平成27年8月の指定暴力団六代目山口組の分裂以降、両団体の関係者が絡む事件が発生

○ 両団体の関係者が絡む事件の発生件数、検挙件数及び検挙人員

	合計			
		うち銃器	うち火炎瓶 (火炎瓶様のものを含む。)	うち車両突入
発生件数	49	4	3	9
検挙件数	16	2	1	2
検挙人員	71	2	4	4

○ 主な検挙事例

- ・ 六代目山口組傘下組織事務所に対する火炎瓶投てき事件(福岡、平成28年1月発生、同年2月検挙)
- ・ 神戸山口組傘下組織事務所に対する拳銃発砲事件(福井、平成28年2月発生・検挙)

2 六代目山口組と神戸山口組との対立抗争への対応

最近の事件の発生頻度の高まりや全国への広がり、凶悪化等を総合的に勘案し、3月7日、六代目山口組と神戸山口組とは対立抗争の状態にあると判断し、以下の対応を実施

- 3月7日付けで、警察庁に組織犯罪対策部長を長とし、関係局部の課長から成る「六代目山口組・神戸山口組対立抗争集中取締本部」を設置
- 各都道府県警察に対し、集中取締本部を設置するとともに、更に取締りを強化し、警戒活動を徹底するよう指示
- 3月8日、警察庁において「六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に伴う全国緊急課長会議」を開催し、上記指示を徹底

3 今後の対策

対立抗争の危険から徹底して市民生活の安全を守るとともに、抗争の早期防遏と両団体の弱体化を図るため、両団体に対する警戒及び取締りを一層強化する。

※ 上記表「両団体の関係者が絡む事件の発生件数、検挙件数及び検挙人員」のうち、検挙人員の「71」は、「70」に訂正されています。

【薬物情勢】

1 薬物事犯の検挙状況

- 薬物事犯検挙人員はほぼ前年並みであり、このうち、覚醒剤事犯はほぼ前年並みの一方で、大麻事犯は5年振りに2,000人以上となった。
- 大麻事犯のうち、若年層（20歳代及び20歳未満）の人口10万人当たりの検挙人員が増加しており、乱用傾向の増大を懸念。

2 覚醒剤密輸入事犯の検挙状況

- 密輸入押収量は約400キロとほぼ前年並みである一方、密輸入事犯検挙件数は減少しており、特に、近年の主要な仕出地である中国、香港、メキシコ来のもの、主要な手口である「運び屋」によるものが減少。
- 薬物犯罪組織による密輸ルートの分散化や手口の一層の巧妙化が進み、覚醒剤の国内への安定した供給がうかがわれる。

3 危険ドラッグ事犯の検挙状況

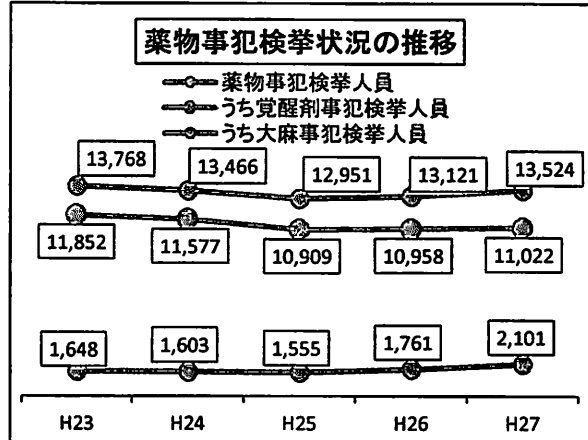
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は前年に比べ増加したものの、その過半数は平成26年末までに認知したもの。また、街頭店舗の閉鎖や死亡事案の大幅な減少がみられるなど、その対策に一定の効果が上がっている。
- 他方で、インターネットを利用した密輸・密売事犯の検挙が目立っており、引き続き警戒が必要。

【銃器情勢】

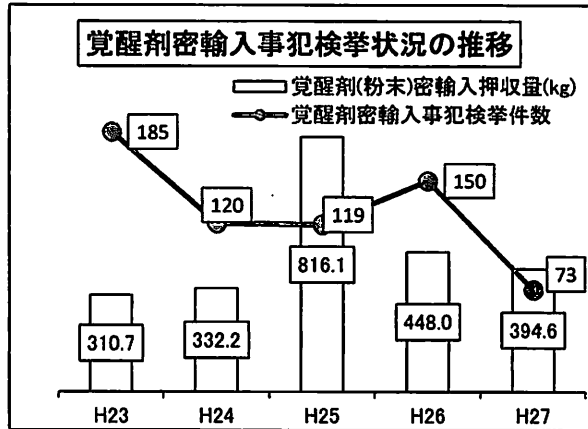
- 銃器発砲事件数、暴力団からの拳銃押収丁数はいずれも過去最少となったものの、六代目山口組の分裂等を踏まえると、引き続き警戒が必要。

【今後の取組】

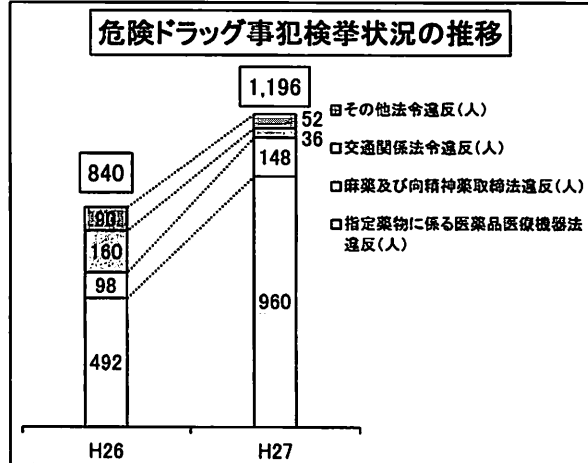
- 末端乱用者の取締り・広報啓発を継続するとともに、薬物密輸・密売組織の上層部に迫る取締りを強化。
- 危険ドラッグに係る関係機関と連携した水際対策、サイバーパトロール等によるインターネット販売対策を継続。
- 拳銃の摘発に向けた各種情報収集活動を強化。



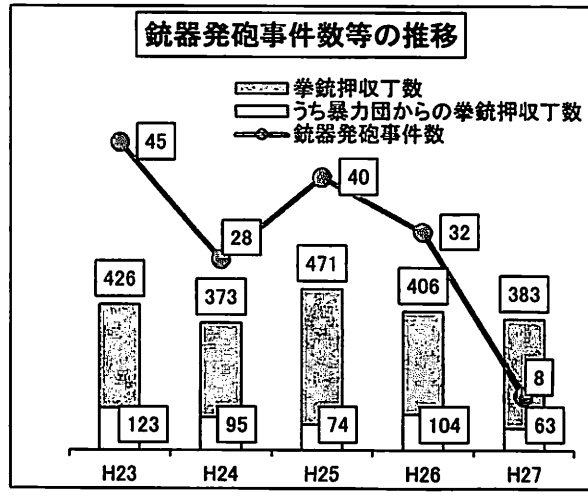
2~9 頁



10~13 頁



18~21 頁



29~35 頁